

(23) 調剤薬局

提案基準23「調剤薬局」

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に該当する薬局で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条に規定する薬局の開設許可を取得する見込みが明らかであり、かつ、主たる業務が調剤を目的とする薬局であること。
- 2 市街化調整区域に存する病院又は診療所に近隣接するものであること。
- 3 薬局の規模は、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 延べ面積は、150平方メートル以下であること。
 - (2) 階数は、原則として2以下であること。ただし、調剤室並びに来客者が利用する処方せんの受付所及び医薬品等の売場等は1階に配置されていること。
- 4 薬局の形態等は、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 自己の業務用であること。また、当該業務を行い得ることが証されるものであること。
 - (2) 当該業務を行う部分(調剤室及び医薬品等の売場等)及び維持、管理上必要と認められる部分(事務室、更衣室、倉庫及び便所等)で構成されたものであること。
 - (3) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮されたものであること。

<留意事項>

ア 要件2の「市街化調整区域に存する病院又は診療所」とは、既に医療法第7条に基づく許可を受けているもの又は同法第8条に基づく届出が受理されているものとする。

イ 要件2の「近隣接」とは、隣接地である場合、又は近接地であって施設間の往来に支障がないと考えられる距離に位置する場合をいう。

ウ 要件4(1)の「当該業務を行い得ることが証されるもの」とは、原則として申請者が薬剤師の免許を有していること(法人等の場合は、その役員等に薬剤師の免許を有する者がいること)が確認できることとする。

エ 要件4(3)の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮されたものであること。」とは、来客者が利用する建築物に係る部分が、原則として「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則」で定める基準に適合することとする。